



参 考 1

総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針

平成6年3月3日

建設生産システム合理化推進協議会

建設産業の生産活動は、設計者、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者等が複雑に組み合わされて行われている。建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを築き上げるためには、関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要である。

この分業関係のうち、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係については、その片務的な実態を是正し、双方が建設生産活動の協力者（パートナー）という対等な立場を確保するとともに、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たすことが必要であり、平成4年3月建設省において策定された「第二次構造改善推進プログラム」においても、契約締結に至るまでの適正な手順の明確化等を図ることが重要な事業の一つとして位置付けられているところである。

総合工事業者、専門工事業者間の契約締結の実態は、多種多様となっており、本来、書面によるべき重要な情報伝達が口頭で行われていることが多いこと、工事の着手が契約より先行している場合があること等、総合工事業者、専門工事業者それぞれの立場で多くの問題点を抱えている。また、工事金額の折衝において、見積費目の重要性和双方対等の立場での協議の必要性が指摘されているところである。

本協議会は、こうした実態を踏まえ、工事の着手前に適正な契約が締結されることを前提に、次のとおり、契約締結に至るまでの適正な手順及び総合工事業者、専門工事業者が契約締結に至るまでの各段階において実施すべき事項を指針として申し合わせるものである。

また、本協議会構成団体は、傘下会員企業に対し本指針の周知徹底を図り、契約締結に至るまでの手順等の適正化に努めるものとする。